監獄協會雜誌

第參拾參卷
第參號

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾參卷第貳號）大正九年二月二十七日發行每月一回二十日發行
明治二十七年五月創刊每月一回二十日發行　（三月二十日發行）

目次

論說　不良少年の救濟……典獄　寺崎勝治……（一）
講演　外來思想に就て（承前）……東京帝國大學文學部助教授　文學士　深作安文……（八）
統計　大正九年一月中入出監竝月末在監人員表外三表……（二一）
譚叢　時事だより……甲突生……（二八）
寄書　敎誨史話（三）……京都富井隆信……（三〇）
寄書　受刑者の見たる英國監獄（一）……丁英生……（三五）
寄書　戒護力の能率增進に就て（三）……豐多摩勝岡廓善……（四〇）
雜纂　予は看守諸君と語る（三四）……典獄　有馬四郎助……（四八）
雜纂　興味ある指紋の價値……典獄補　兒島三郎……（五〇）
雜纂　藥籠（一三）……福岡苅屋老龜……（五三）
彙報　函館監獄官舍燒失——敘任——會報……（五五）

監獄協會雜誌第參拾參卷第參號

論說

不良少年の救濟

典獄　寺崎勝治

予は先きに感化敎育の意義及び範圍を書いたことがある、其の際救濟に關する論明を後日に讓るべきことを約した、（本誌第三二卷第六號）爾來起稿の餘暇がないので其の儘になつてゐたが小閑を得て起稿したのが此の一編である。

第一章　不良少年の倫理的研究

第一節　積極的方面の研究

一、殘忍性、一般の兒童に多少殘忍の傾向がある、不良少年に比すれば唯程度の差に過ぎない、其の殘忍の程度が進むで來たときに矯正しなければ思はざるの結果を惹起すことがある。

(イ)少年が生きものであると云ふことに氣付かずして惡戲を爲し殘忍なことをするのである、
(ロ)少年が運動興味の爲めに動物を弄んで殺すのである、
(ハ)少年が優勝慾の爲めに大將となり號令したりして動物に臨み殘忍なことをする、
(ニ)恐怖の爲めに夢中になつて殘忍なことをするのである、
(ホ)模倣卽ち人眞似して殘酷なことをすることもある、
(ヘ)虛榮卽ち人に賞められたさに殘酷なことをするのである、
(ト)復讐は自己の爲めにするか又は人のために動物に對して仕返するのである、

殘忍性の發動する原因は敘上の如くであるが、都會と田舍に依り多少異なるところがある、卽ち田舍ものは都會のものに比し溫情を有つて居るものが多い、父母兄弟の溫情や同情は子供に溫情を養成させる、故に兩親を失つたり片親を失つたり他人の手に育てられて虐待されたり、奉公に行き冷酷に使はれたりしたものは人の心の美しいことや溫き情けを知らない、夫れから牛肉商や鳥商の家庭に於て生育したものは多く殘忍である、

二、破壞性、　分折、解剖、吟味、實驗等は一の破壞的行爲であるが善良なる方面である、不良少年にありては惡戲となり又は粗暴となる、

三、浮浪性、　何等の目的なくして步き回ることを浮浪彷徨と云ふのである、浮浪は無監督となり、拘束や責任が消滅する爲め犯罪を敢てすることがある、彷徨の爲めに誘

はれ犯罪者となるものがある、夫れから山野跋涉、見物、遠乘等が其の誘因になるのである、

五、徒黨性、　徒黨を組み多數合同するときは單獨にて爲すことを得ざる大罪を敢てするのである、徒黨を組み窃盜や脅迫を爲す處の團體其のものは勿論善良なる少年を誘出して此の團體に加入させることが多いのであるから一層惡い、

五、不遜性、　傲慢不遜にして弱者を苛め長者を侮り反抗心を起し對抗力を出して復讐をする、

六、怠惰性、　怠惰と云ふのは病氣にあらずして仕事に厭くことである、怠惰は遊蕩となり濫費となり虛榮になる、

七、窃盜癖、　不良少年には盜癖のあるものが多い、最初は母の財布から一錢二錢を盜み出したり過錢を僞つたり、家財を盜み出し遂に他人のものを盜むのである、

八、買喰癖、　自分の家のものを喰べることを喜ばずして買求めて食するのである、買喰の爲めに窃盜を爲し或は金錢を胡麻化すのである、

九、虛言癖、　何人でも僞りをする傾向がある、保護色、擬體は動物の僞りにして人類にありては虛言となつて表はるゝのである、併し不良少年に就いては其の性質分量が特別である、虛言を吐くものは泥棒をすると云ふことは大體に於て當つて居るのである、

十、弄火癖、　火事場が面白いものであるから放火するものがある、窃盜の爲めに放火するもの、放火狂の發作から、愛鄕心の抑壓の出來ない處から放火するものもある、

不良少年には此の惡癖のあるものが少くないのである、
此外種々の特性があるけれども其の重なるものだけを擧げたのである。

第二節　消極的方面の研究

普通の少年に備はる感情にして不良少年には全く之れを缺如して居るのである、
其の一、は名譽心の缺如である、　彼等に正當なる意味の名譽心はない、彼等は親分と立てられ威張つたり幅の利くやうになるのを誇りとして居る、鼠小僧、五右衞門の如きものを偉いと思つて居るのである、名譽心は誰れにもある、併し周圍の狀況からして隱れて顯はれないのである、
其の二、羞恥心の缺如である、　彼等は大抵の事を恥辱と思はない、新平民とか、拙いものを食て居るとか云はれると非常に怒る、眞正の意味の恥と云ふことを知らない、併し善良の家庭に人となつたものは其の考があらうと思ふ、
其の三、は恐怖心の缺如である、　恐怖は危險の豫防となり注意、集中ともなり、宗教上の崇敬ともなる道德上暴慢の抑制ともなるものである、彼等は運命を恐れない父母教師上長を畏敬しない、警察官、裁判官、監獄も恐しくない、十三四才で火葬場や山林に起臥して窃盜罪を犯した少年があつた。

第二章　不良少年の社會的研究

第一　民衆藝術

民衆藝術は敎化機關たると同時に娛樂機關である、之れを風敎の爲めに利用する人も之れを賞する人も注意を要すべき點がある、卽ち藝術を說敎や講話の代りにすることや、修身敎科書を脚本に使ふやうな考では藝術の本領を失ふのである、併し營利主義にして敎化よりも娛樂が目的であつて公衆の好尙を追ふて居、淺草や千日前のやうでも良くないのである、

(一)　演劇、寄席等には左の如き弊害があると思ふ、

(イ)　淫猥なこともあり危險なこともあり、古風にして時世に合はぬこともある、要するに內容を改善する必要がある、

(ロ)　時間長くして終了時が遲いから風俗衞生に害がある、

(ハ)　男女同席が多いから種々の弊害が起るのである、

(ニ)　活動寫眞は娛樂慰藉の機關たると同時に社會風敎の機關である、世界の人情風俗を知り社會の實相、人生の歸趣、人情の機微を感得することに就いて有力なる機關である、有らゆる出來事を吾人の面前に展開し實物と同一にして感興甚だ大である、場面の變化迅速にして容易に理解し得られる、料金低廉にして何人も觀覽することが出來る、

一、暗黑なる場屋、强力なる光線を使用するを以て印象を與ふること深甚である、

二、少年は判斷力未熟にして模倣力强烈なるが故に犯罪敢行の手段、逮捕免繩の方法、殊に罪惡に關する敢勇大膽の活動、淫猥下劣の劇載を與へるのである、

三、兒童の趣味に投ずるから頻繁に慾望を滿足せんとして金錢を盜むものがある、

四、「フキルム」見物の爲めに視力頭腦を勞すること多く學業に害がある、

五、暗黑なる故に不良行爲を行ふに便利である、活動寫眞に耽り不良少年となりたるものは都會地に甚だ多い、田舍に於てはないとも云はれまいが、少いのである、

三、印刷物、講談、落語等の雜誌は仇討、遊興、盜賊、遊女、女中等の材料が多い、時代に合はないばかりか種々の非行を暗示するのである、矢張り內容の改正を要するのである、

第二　宿泊機關

旅人宿や下宿にして男女の媒介をするものがある、兩性を同一の風呂に入れないことにしてあるが、內證で入れる、卽ち女又は男を閨に使ふのが最も危險である、少年の下宿住居に就いては深甚の注意を拂はねばならぬ、

第三　遊興機關

遊興機關の多くは幕府時代のそれと餘り大差がない、進步も改良もされないのである、

料理店は多數集會の場合に便利である、自宅に差支ある時に必要がある、外國の酒席には妻君が出て世話をするが、我邦で夫人の出ないのが普通である、故に酒の座敷の興を添へる爲めに藝者がある、此の習慣の善惡は別問題である、それから種々の用を便するため酌婦仲居などの雇人がある、貸座敷は遊び場所にして興を添へるために娼妓なるものがある、之れは餘程古くからある、

而して是等の營業は德義人情義理を察しては商賣にならぬ、客を欺ます營業である、僞りを云ふ稼業であると信じて居る、如斯思考を有するものが中心と爲つて居るから嘘を云ひ不正なことをするのが當然であると心得て居る、客に無理算段させても金を取る方が良い、早く足を洗はねば浮ぶ瀨がない、取れるだけ取る、使ふだけ使はせると云ふ考である、要するに客を財布の口を開けたり閉めたりする器械のやうに見て居る、此の舊慣を打破しなければならぬ、（未完）

講演

外來思想に就て(承前)

東京帝國大學文學部助教授　文學士　深作安文君

次には公共心の盛んなことであります、一私の慾念を抑へて、社會の爲めを圖るといふことであります、是は社會的デモクラシーに於て見られる長所であります、例へば米國の場合を申しますといふと、彼國では私立大學の方が官立公立の大學よりかずッと盛大である、校舍に於ても敎授に於ても官公立の大學よりも私立大學の方が數等良い、その理由を考へて見ますと、私立大學では總長に有爲の人物がなりまして、富豪を說いて、その寄附を仰ぎ、學校の經濟が常に潤澤であるからである、ところが官公立の大學となるといふと自ら資金に限りがありますから、無際限にそれを使ふ譯に行きませぬ、私は此邊の事實が兎に角、亞米利加に於てデモクラシーが割合に良く行はれて居る理由であると思ふのであります、彼等に取りましては國家は自分のものである、社會も亦自分が背負つて居るものである、それですから富豪は思切つて大金を大學に寄附するのであります、その他いろ〳〵の社會救濟の事業が羨ましいまでに發達して居ります、デモクラシーの國家では脫稅者が少ないといふこと

をその誇りの一つと致して居ります、人民が稅を出さねば自分の國家社會の諸機關の運轉が旨く行かぬからである、さて日本はどうでありますか、例へば所得稅はどうでありますか、我が財政當局者の一人は東京に何億圓といふ預金をして居る人が、一文の稅金も納めて居らぬことを明言して居ります此邊で日本人は遠に目覺めねばならぬのであります、言ふ迄もなく、納稅は兵役と共に立憲國民の二大義務であります、自分さへ良ければ國家社會は何うでも宜いといふやうなさもしい考は、今後は大禁物であります、米國の富豪の中で苟くも考のあるものは、自分の額に汗して作つた富は、自分の生きて居る中に自分が有益に使はふといふ考へがあるやうであります、例へば先頃、死んだカーネギー翁の如き正しくさうであります、彼等は己が死後の生命は之を自分の產んだ子には託しないで、之を社會に託しようとするのであります、若も己の子が不肖の子であつたならば、多くは富を惡るく用ひる、それよりも之を社會公共の爲に費した方が餘程賢いのである、此處は我國の富豪にも參考に値ひすることゝ思ひます、時間の都合上デモクラシーの長所に就いては此邊で終りまして、短所の方に移ることゝ致します。

こゝで短所とは、實際の短所と、强ち短所でなくとも、之を誤用するところから生ずる弊害を合せて申します、其重立つたものを云ひますといふと、元來、デモクラシーの基礎をなして居る觀念に二つあります、それは自由と平等とである、人は生れながら自由である、又平等であるといひます、先づ自由に就いて一ト通り議を致して見たい、人は自由であるといふ、其自由とはどういふものであ

らうか、固と自由には數多の意味があります、今、その良いものと惡るいものと二つの代表的のものを申しますと、例へば飮物を見まして、飮んで良いか惡いかを考へずに直ぐ飮んで仕舞ふのは、一つの自由である、又食物を見て食べて良いか惡るいかを考へずに食べるのが、一つの自由である、是は人間許りでなく他の動物にもある、例へば犬や猫にもあります、私は之を自然的自由と言つたならば宜いと思ふのであります、自然に人や動物に有して居るからであります、此自由は實は良いとも惡しいとも言はれないのであるが、強いて道德上の價値を付けるならば極めて價値の少ない自由である、何故となればそは人をして往々罪惡を犯させるからであります、他に良い自由があります、夫は何か事を爲すに當りまして、まづ自分の良心に聞いて見る、次には社會の風俗、習慣とか法律、宗教、道德とかいふものに聞いて見る、卽ち內外の權威に向つて自分の行動の善惡を相談して見るのである、さうして若しそれが良いと言はれゝば初めて實行するのである、たとひ、如何なる妨害に會うても斷乎として、己が信ずるところを實行するのであります、是は一の自由である、誠に男らしい、氣持の良い自由である、私は之を道德的自由と言はうと思ひます、デモクラシーの基礎となつて居る自由は、前の自然的自由であるか、後の道德的自由であるかといふと、無論、後のものである、デモクラシーを打建てました者、若くは人の打建てたものを維持して行くほどの有爲の人格の自由觀念は後のものであります、例へばウイルソン大統領が國際聯盟は世界の平和を眼目とするもの故、軍備の制限といふことをその文言中に書き込まうとして、之を佛國首相クレマンソー氏に相談しました、すると氏は

それは同意が出來ない貴方の國は獨逸に遠いから、そんなことを言はれるのであらうが、我が國は獨逸と國境を接して居る爲めに今回のことがあつたのであるから、軍備制限などは迚も出來ませぬとキツパリ斷つた、戰爭中佛國は米國から軍隊や物資を澤山供給せられて居ります、それ故、若し普通の人ならば御無理御尤もで承知するのでありませうが、佛國をその双肩に擔つて居るほどのクレマンソー氏はさうでありませぬ、斯ういふ人にして始めて祖國を有事の秋に背負つて立つことが出來るのである、英國首相ロイド・ジョージといふ人も同じ樣なことを致して居る、氏は、ウイルソン大統領から海洋の自由に就いて同意を求められた時に、それは可けぬ、英吉利は海國で常にその領土にお日樣が沒したことはないから、海洋の自由といふことには贊成出來ぬとポンと蹴つて仕舞つた、英國も戰爭で米國から澤山の金を借りて居る、物資の供給も隨分と仰いで居る、ですから義理といふ點からいひますと、海洋の自由といふ米國の申出に對しては、それは結構なことでありますと言はなければならぬところである、けれども自國に不利な要求は斷々乎として之をはね付けました、クレマンソー氏でもロイド・ジョージ氏でも妥協とか彌縫とかいふことは嫌ひのやうである、これが私のいふ道德的自由であります、デモクラシーの基礎的觀念はクレマンソー氏も、ロイド・ジョージ氏もチヤンと之を體驗し實行して居る、けれども道理を辨へぬ人が何處の社會にも少なくないのであります、道理を辨へない人の特に事あつて情の激しましたときの自由とするところは、自然的自由であつて、道德的自由ではありませぬ、彼の米騷動になつたり先年の日比谷公園の燒打事件になつたり最近では種々の

ストライキになつたり致します、畢竟自由を履き違へるのであつて、實際、自由でも何んでもありませぬ、總て前後を考へず、社會の秩序、規律を重んじないといふのは全く眼前の慾念の奴隷となるのでありまして、大なる不自由であります、デモクラシーの弊害の大なるもの丶一はこの自由の履き違ひであります。

平等に就いても同じことが言はれるのである、平等といふことも普通、能く履き違へられるのであります、大體に於ては吾々は平等でない、先づ肉體の方面を見れば背の高い人、低い人、丈夫な人、弱い人、といふやうに全く不平等であります、それから精神の方面を見れば、皆樣の御職掌に關係して申しますれば、牢屋を作る人があり、牢屋に入れられる人がある、これは大變な違ひであります、又釋迦や基督のやうな大宗教家がある、ところが、佛教や基督教を詳に說き聞かされても一向に分らないものもあります、ですから、精神の方面から見ましても人は決して平等でない、明に不平等であります、けれども他の意味で人は平等であるといふことが出來る、それは人格の平等といふことである、人格とは思想、感情及び欲望の統一を言ふのであつて、人の資格である、精神病者でない限りは人は人格であつて平等である、例令へば、人は財產の上からも官位の上からも區別がある、又年齡の上からも區別があるけれども、是等の區別以外に人を計る尺度があつて、それは人格である、人格で人を計れば皆平等である、此意味に於ては人は一切平等である、ところが玆に別の意味の平等觀がある、それは場所に依つて隔てられ、時間に依つて限られて居る肉體的の自我を較べまして、自他共に眼は二つあ

る、手も二本ある、就ては彼れも吾も平等であると考へるのであります、之を物質的平等觀と申します、それでデモクラシーの基礎たる平等はどれかといふと、新にデモクラシーを打立てる豪傑或は已に人の打立てたデモクラシーを維持して行く偉人の平等觀は人格の平等であります、例へば米國最初の大統領ジョージ・ワシントンが三度、大統領に推されたときに、三度なれば四度なり、遂には世襲の君主になるかも知れぬと考へて同一人が三度大統領となることを許さなかつた、このことは私は十分に人格平等觀から說かれることゝ思ひます、けれども、何處でも道理の分かるものは少いのでありまして、道理の分らないものが、特に事に激して、直に自分の意志を行ふといふやうなときの平等觀は、彼も人、吾も人といふ物質的平等觀である、平等の履違ひは此處にある、で本當の平等は人を丸裸にして見る人格の平等である、今日、此の平等觀に立脚しますれば、如何なる官廳に長となり、如何なる團體を率ゐるにしましても、私は大抵の困難は取れて了ひはせぬかと思ふ、何故なれば、この時は人格と人格とが直接、觸れ合つて相互の理解が十分に附くからであります、又互に關係して居る事務、事業の利害といふものも十分に分つて來るからであります、是は決して自分の人格を下げることではない、却つて人生の眞に徹する所以である、人は徹底した平等觀に立つて始めて自分の位置、職業といふものに關する責任といふものが明になつて來るのである、他人と共同に關係して居る事務事業に就いて連帶責任といふものが分つて來る、日本の同胞がデモクラシーに目覺るには、此邊から行かなければならぬと思ふ、例へば徒らに因襲に囚れて、官吏なら官吏の威を振はす、いはゆる官尊

民卑といふやうな考をすッかり、取り去つて、治める人も治められる人も人格としては平等である、自分は今現に人を治める地位に在るのであるが、一たび地を換へれば治められる人であるといふ風に考へれば、ともすれば官民の間に見る不和といふやうなことは、全くなくなりはせぬかと思ふのであります。

茲で先刻申しました社會主義と共產主義を簡單に批判して見たいのであります、何んとなればこの主義は共に誤つた平等觀即ち物質的平等觀に立つものであるからである、一言にして申しますれば此兩主義は、これを實際に適用することの出來ないものである、何故かならば人間には先程、申上げたやうに、肉體的に精神的に、著しい等差があるのである、この等差のあるところから、よしんば、社會主義者の主張するやうに、社會から總ての階級を悉皆取つて了つたとしても、必ず其處に二つの階級が新に出來て來る、それは知識の階級と富の階級とである、知識の階級は何うして出來るかといふに、頭腦の良いもの、身體の强健なものは小學からして大學まで行きますが頭腦の惡いもの、身體の虛弱なものは小學位で終ります、そこで自然と知識の相違即ち知識の階級が出來ます、知識に階級が出來れば、賢い人は職業を勉めるけれども、愚かな人は怠りまして、その間に富の階級が出來て來るのである、知識に段階が出來れば自ら富にも亦段階が出來るのである、されば一たび共產主義者の論ずるやうに凡ての私有財產は之を國有や公有にしましても何時しか又私有財產が生じて了ひます、是に由つて之を觀れば知識の階級と富の階級とは人生に避くまじきものでありまして、强ひて之を除去

らうとすれば社會の秩序を亂す外はありませぬ、これが明證は革命中及び革命後の露國であります。過激主義は社會主義であり共產主義であります。

それから多數の橫暴、多數の我儘といふことが殆んどデモクラシーに附きものであります、是はデモクラシーの第三の短所であります、第一は自由の履き違ひ、第二は平等の履き違ひであります、私は先刻デモクラシーといふものは、多數主義、民衆主義であると申しました、この多數主義、民衆々義には、良いこともあります、デモクラシーの國家社會の人民は通例、人格の內容が充實して居ります、何うも君主國の人民よりは民主國の人民の方が人格の中身が充ちて居ります、是は何故かといふと、主として敎育の御蔭である、民主國では學校に於て學生に向つてお前等は社會の一員であるぞよ、お前等は國家を背負ふて居るものであるぞよ、自分の肩に國家、社會の生命が載つて居ることを忘れるなといふ風に敎育するのであります、之を公民敎育といひます、是はデモクラシーの國民に非常に大切なことである、詰り、君主國に見る「依らしむべし、知らしむべからず」といふのと反對で「知らしむべし、依らしむべからず」といふのである、斯くて民主國の人民の人格の內容が充實するのである、人格內容の充實して居る人民は方法その宜きを得ますれば、大抵の事は致します、英國の常備軍の數は十二萬位で米國のそれは八萬五千位であるさうであります、爲めに去る大戰の初め、環觀の列國は英國の軍事行動に就いて、心配して居つたのであります、ところが遂に何百萬といふ兵士を養成して數に對しました、米國も亦然りで、遂に二百萬以上の大兵を渡佛させました、是はデモクラシ

一の國民は銘々各個が國家社會を背負つて居るものであるといふ考へが明かでありますから、一たび戰爭參加の理由が十分に會得さるれば奮起し來るのであります、英國では貴族の子弟は勿論、代議士まで戰死して居ります、日本は古來、武を尙ぶ國と言はれて居りますが、日露戰爭に於て、又その前の日清戰爭に於て、ドレだけ貴族や代議士が戰死して居りますでせうか、兎に角、デモクラシーの國民は心から眼醒めて居るのである、けれどもその裏面には多數の橫暴といふ弱點がある例へば、前に申したやうに、大統領や代議士といふのが人民多數の意志で極まるのであるからして、彼等は常に人民の意を迎へることになるのである、民意迎合といふことはデモクラシーの國家の政治家には免れぬことであるのであります、それですから迎へらるゝ側は勢ひ、得意となります、得意となりますから、遂に道理の埒外に出て、多數といふものが橫暴を極めることゝなつて、サボタージュとかストライキとかいふものが起るのである、此邊のデモクラシーの弊害は已に我國にも見られるところであります、人に依りますとストライキはその要求が正當で、之を充たす方法が穩かであれば是認されるものであると申しますが、私はそれはストライキではないと思ふ、ストライキには多かれ少かれ、多數を恃むところ、反抗、脅威といふやうな要素が含まれてある、爲めにストライキを認容した國家は何處までもないのであります、日本でも治安警察法第十七條が之れを禁じて居ることは皆樣の御承知の通りであります、此種の態度が更に嵩じますと破壞である、破壞とは現狀の打破である、不穩の手段の下に社會在來の秩序、規律を打破して、人を混沌の狀態に導くのが破壞であります、破壞の實行者は矢張り

多數であります、而かも多くは冷靜に道理を考へない多數であります、これが破壞といふものが遂に破壞のそのものの爲めに行はれることになる所以であります、このことが最も能く看取せられるのは露國過激派の行動であります。

前に申しましたやうに過激主義は矢張り社會主義の一でありまして、その目的を達するのに手段方法を選びませぬものであります、是が露西亞に起りましたことは何方も御承知の通りでありまして、先づ皇室を傾け、それから皇族や貴族やを殺したり放逐したり致し、次に富豪の財產を沒收し、又特に富豪に重稅を課し、銀行を橫領し、進みまして警察制度と常備軍とを廢止しました、今日、露西亞といふものはこの主義を奉ずる過激派の支配に歸して居るのであります、茲に一つ注意すべき點は彼等が敎育に重きを置いて居ることであります、是は一見建設的のことのやうに見えますが、その實、過激主義を第二國民に扶植して居るのであります、學校の名を勞働學校といひ、敎師を學校勞働者といひ、敎科書には勞資衝突の事實を材料と致して居ります、而して過激派に對しては非常に殘忍でありまして、何百人、何千人といふ人を虐殺して居ります、そこで評する者は過激派には何も別に新しいことはない、矢張り專制主義の實行者である、王者、貴族の專制に代へるのに民衆のそれを以てした丈けであると申します、之を要するに、過激派の態度といふものは全く破壞的であります、破壞を以て始まつて破壞を以て終るのであります、固と破壞には二種ありますので、建設の爲めにする破壞は時に恕せられることがある、例へば廢物の出來たときに之を切開して取つて仕舞ふといふのは、是

は建設の爲めの破壞である、けれども過激派のやうなのは破壞の爲めの破壞であつて少しも取るべき點がない、元來、人生は建設である、又創造である、ところが過激派の態度は悉く破壞であるので、彼等は人生の破壞者である、結局の目的は人生といふものを無くなして仕舞ふやうにも見える、警察制度を廢し、徵兵制度をなくなして果して人間は國家生活をなすことが出來るであらうか、固より最終の理想はそこにあるか知らぬけれども、理想は何處迄も理想である、決して之を現實と混同しては ならない、平時に於て、警察制度をなくしては社會の平和を保つことが出來ない、一朝事有れば軍隊なしには國家を防護することが出來ませぬ、吾々の國家生活を中止して仕舞ふといふことなれば兎も角、吾々は國家なしには一日も安穩な生活が出來ないのであるから、過激派に對しては少しも同情すべき點がない、何故に露國に斯やうな突飛な主義が生じたかといふと、是は由來するところ頗る遠いのでありまして、露西亞といふ國では昔からひどい專制政治を君主が致しました、敎育は成るべく下層の者に施しませんで、代々の君主が人民を苦しめました、露西亞の社會は大體、上層と下層だけで、中層は極めて貧弱である、そして上層のものは榮燿榮華を致して永い間、出來るだけ、人民を抑へ付けました、國事犯の者は輕きは西伯利に流し、重きはどし〳〵死刑に處しました、殊に猶太人とふものは度々虐殺されたのであります、かくして段々と過激主義を養成したのであります、去る大戰となつて同國が獨逸と戰つて負けますや、是を機會に此主義を奉ずる者內閣を倒し、過激派といふものが天下を取ることになりました、彼等は何を眞つ先きに致したかといふと、皇室を亡ぼして仕舞

ひました、是は詰り、積年の鬱を晴らしたのである、それから貴族、富豪を抑へ付けました、是亦多年の跋扈に報いたのである、さうして勞働者と兵士との意を迎へて、その代表者から勞兵會といふ團體を作つて、之を後援として過激派政府を打ち建てたのであります、過激派政府は過激主義實行の政府に外ならぬのでありまして、年來の君主專制に對する復讐主義の實行に外ならぬのであります、

さて社會主義、共產主義の主張は疾くに日本にあるのであります、其由來を尋ねますと一つは西洋からの直輸入であります、一つは我國の暴富者の中で心なき者が、富の亂暴な消費を致して、生活難を訴へるものの嫉妬心を唆るのである、所謂階級鬪爭といふものは斯樣なことが積り〳〵つて起るのであります、されば所謂成金者流の中で富の傍若無人の消費をなす者は餘程、反省せなければならぬと思ふ、けれども、過激主義に就きましては私は寧ろ樂觀致すのであります、日本國民の國民思想は、この主義に打負かされる程、弱いものでないことを私は深く信ずるものであります、無論、過激主義は申さばペストのやうなものでありますれば、之が研究と防禦とは怠つてはならぬのでありますが、我同胞の頭腦はこの主義に打破られる程、弱いものとは思はれぬのであります、是れで私の外來思想に就て申上げようと思ひましたところは大體、申し終りました。

結論として一言致したいことは、是まで我國の政治に於きまして、思想といふことは全く顧られずに居つたのであります、例へば納稅とか、徵兵とか、殖產、興業とか其他、敎育とか衛生とかいふやうなことは大分、研究も致され、整頓も致されましたが、思想といふことは全く閑却されて居つたので

ありますが、今後は當局者が、納稅、徵兵、殖産、興業等に就て注意されるやうに、思想に就ても詳細に注意をせなければならぬやうに思ふのであります、日本の政治機關の中に專門的に思想を取扱ふ部面を設ける必要があると思ふのであります、いふ迄もなく、敵と對抗するには、銃砲、船艦、飛行機、潛航艇等が大切であります、併ながら如何に是等のものが整つて居りましても、是等を使用するところの人間が思想的に弱い者でありますれば、何の役にも立ちませぬ、露西亞や獨逸の敗狀は之を、思想の方面から言へば、全くその荒廢である、獨逸には大砲もあつた、軍艦もあつた、けれども終に無條件的降服をするまでになつたといふのは、兵士の頭腦が駄目になつたからであります、彼のヒンデンブルグとかいふ大軍人には銃を持つた敵、馬に乘つた敵は見えたのであるが、部下の兵士の頭腦を腐敗させる過激主義といふ思想の敵は到頭、見えなかつたのであります、是に由て之を觀れば、今後日本の政治の局面で思想といふものを取扱ふ機關を設けて、之に對して細密な注意を拂はねばならぬと考へるのであります、此事は皆樣にも全く關係の御有りにならぬことでないやうに思はれまして一言申上げた次第であります、長い間、御淸聽を汚しましたことを深く謝します、今日は是で失禮致します。（完）

統計

○大正九年一月中入出監竝月末在監人員

區別	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
受刑者	二、八六二	三、五七一	五一、一六〇	五一、八六九	五二、九八六	△七〇九	△一、八二六
刑事被告人	二、七五七	二、八二三	三、二二八	三、二九四	六、一三八	△六六	△二、九一〇
勞役場留置者	一三六	一六一	一三四	一五九	二〇七	△二五	△七三
乳兒	一〇	三	三二	二五	三六	△七	△四
男	五、四五四	六、二二三	五二、五九二	五三、三六一	五七、一七六	△四、五八四	
女	三一一	三三五	一、九六二	一、九八六	二、一九一	△二四	△二二九
計	五、七六五	六、五五八	五四、五五四	五五、三四七	五九、三六七	△七九三	△四、八一三

備考　內朝鮮人受刑者男二一七人、刑事被告人男三人、外國人受刑者男三九人女一人、刑事被告人男一〇人アリ、

○大正九年一月末日在監者人員表

區別	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒 男	乳兒 女	乳兒 計	合計 男	合計 女	合計 計
小管	一、三四三		一、三四三										一、三四三		一、三四三

| 東京 | 一〇一 | 一九 | 四八 | 二 | 一 | 一 | 一

| | | |

○大正九年一月末日現在在監受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名		男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較增減	前年比較增減
刑法	竊盜	二六、九四六	八一三	二七、七五九	二七、九六八	二八、四三八	△二〇九	△六七九
	強盜	二、二七二	一八	二、二九〇	二、二九〇	二、三四六	△	五六
	賭博及ヒ富籤	二、〇八〇	四五	二、一二五	二、二三三	二、七四六	△一二八	△六二一
	詐欺及ヒ恐喝	五、四一五	一一六	五、五三一	五、六四五	五、九一七	△一一四	△三八六
	橫領	二、二五八	三二	二、二九〇	二、三五六	二、五〇九	△六六	△二一九
	贓物ニ關スル	六六〇	三五	六九五	七二二	八九六	△二七	△二〇一
	受寄及ヒ隱匿	四六	一	四六	四八	五七	△二	△一一
	通貨僞造	一二五	五	一三〇	一三三	一五六	△三	△二六
	文書、有價證券僞造	一、一〇九	一五	一、一二四	一、一三一	一、一八〇	△七	△五六
	印章僞造	三〇	一	三〇	三三	三八	△三	△八
	僞證及ヒ誣告	六九	一	七〇	七八	七四	△八	四
	瀆職	四九	一	四九	五六	七五	△七	△二六
	猥褻姦淫及ヒ重婚	四三六	一五	四五一	四五六	四四一	△	一〇
	傷害	一、九〇五	二五	一、九三〇	一、九五四	一、七一四	△二四	二一六
	殺人	二、四五六	二〇四	二、六六〇	二、六四三	二、五一七	△一八四	一四三
	嬰兒殺	三七	一八	一五五	一五七	一八四	△二	二九
	逮捕及ヒ監禁	一八		一八	一九	一一	△	七

罪名		男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較增減	前年比較增減
刑法	墮胎	二三	三八	六一	七八	八九	△一七	△二八
	公務執行妨害	五二	一	五二	五六	七〇	△四	△一八
	逃走、犯人藏匿及證據湮滅	四一	一	四一	四二	四一	△一	○
	賭博	一、二〇四	二	一、二〇六	一、二三〇	九七四	△二四	二三二
	放火	一、二六九	一四	一、二八三	一、五二七	一、四二二	六	一一
	住居ヲ侵ス	一九三	一	一九四	一九三	二一二	△一	一八
	略取及ヒ誘拐	九九	一二	一一一	一一四	一〇九	△三	二
	其他	二一二	一四	二二六	二二九	二六一	△三	三五
	計	四九、〇〇四	一、七七三	五〇、七七七	五一、四一一	五二、四七七	△一、七〇〇	
陸海軍刑法		四六		四六	五五	三九	九	七
森林法		九三		九三	一〇〇	一二七	△二七	三四
徵兵令		一五		一五	一七	一八	△二	三
郵便竝電信法		三〇		三〇	二七	三四	△三	四
其他		一〇二	一	一〇三	一二二	二〇三	△一九	△一〇〇
警察犯處罰令		五二	二八	八〇	一〇三	七四	△二三	六
廳府縣令及ヒ警察令		八	八	一六	一四	一四	二	二
計		三四六	三七	三八三	四五八	五〇九	△一二六	△一二六
總計		四九、三五〇	一、八一〇	五一、一六〇	五一、八六九	五二、九八六	△一、八二六	△七〇九

譚叢

○時事だより

▲豫算　は解散の爲め遂に不成立となつた、而して解散は卽ち普選案が暗礁となり斷行せらるゝに至つた、本文の記者は前號本欄を以て、普選案の運命に依て豫算の運命も決すべし、本だよりの讀者に逢する頃には何れにか定る時ならんと、報じたるものの過たざりしは、敢て先見を誇る譯ではないけれども、之が事實となりしこそ却て不幸のことゝはなつた次第である、豫算が成立せなければ、最早萬事休矣で折角望みを囑し多く期待した所の、時代の要求に係る各法案も悉くおぢやんになつた譯、之れで國務の阻滯は一通りであるまい、止むを得ざるに出でしとゝは云ひ條、一面より見れば千歲一遇のこの場合、如何にも殘念の事であつたとは、官民共通の慨きである、來る臨時議會には無論緊急法案だけは、通過させ見込もあらうかなれども、風波荒き政界の事、餘り來議會の事を彼是云ふては鬼が嗤ふかも知れぬ、故に餘り宛にしては馬鹿見るとになるかも知れぬ、兎にも角にも月給取の生活だけは、第二讀會通過の上、以て之を保障するとの事である、先づ〳〵冥加至極の次第だが、併し解散前の上景氣に醉ひながら其氣で待つが如きは、危險千萬のことである。

▲流感　各監に於ける其罹病の有樣は詳かにせないが、東京にては小菅を第一とし、次を巢鴨とし、罹病數と死亡數の頗る高率に上つたとは、夙に殘念であつた、小菅は二百の罹病者中死者十一人、巢鴨は四百の罹病者中死者三十三四人とか、蓋し地方各監獄に於ても多少罹はれし所もあるべく、今後迚も何時侵入するか知れず、油斷ならぬことゝ云はねばならぬ、今日の處呼吸泡沫が傳染の媒介を爲すとは最早疑はれぬとになつたやうである、其處で今一注意すべきとは、病人になつてからも成るべく其室内空氣の流通をよくし、就寢時の如きも宜く窓を密閉せぬとである、一體我々日本人には室内換氣法に注意せぬ一大通癖がある、が之には是非大改正をやつて、國民的に一般の努力を其爲めに費やさねばならぬ、日本に肺病に一向減少せず却て年々增加しつゝあり、そして西洋には日下大に減少して行く、寒いのもいやだけれども、肺病は猶更いやである、狹い部屋を閉ち籠めて、大人小兒大勢が眠るのは、恐ろしい事だと信用あるお醫者は云ふ、西洋人は毎日戶外の運動をする習慣がある、この習慣は新鮮な空氣を吸ふ必要を、或る恐ろしき經驗から學んでである、我が監獄でも此點に大に顧みたならば、必ず其效果は大なるものがあるに違いない。

▲物價　調節は西洋では官民共にマヂメにやりつゝある、之に反し日本では今の物價は暴騰のまに〳〵、放任して指を咬へて傍觀する有樣である、どういふ理窟があつて東西左樣に同樣に

行かぬものか、我々素人には解せられない、然るに米國杯の近況を聞くに、各戶妻君方の同盟調節法が行はれ、尠なからざる効果を收めつゝあるとのこと、其方法さて別義に非ず唯成るべく儉約を守り、貿素を旨として何等の贅澤を爲さず、古物を使用して新物を買はず、これだけの約束を互に嚴守し、而して全國に滲り一戶〳〵之に加入せしめつゝ行のくだそうだ、婦人に斯の如き運動を起されては、如何なる暴利商人等も閉口せざるを得まい、調節問題に對しては實は其鍵は婦人にありとも云はれる位のもの、流石は米國婦人である、之で國本を養ふと幾何なるかを知らない、日本婦人も大に學ぶべきだが、實は有髯男子と雖顏色ないで矢張り學ばればならぬ、差當り監獄職員の妻君方自衛的の申合規約でも拵へたらどうだらうか、竝に報じて各位の參考に供する迄である。

▲獨逸　人權忽の徽候は早く既に、我浮慮收容所に相現はれ之を管理する各員等をして舌を巻かしむる者のあつたとは、珍らしい談でもない、けれども此度遂に平和克復し自由に放還せらるゝに當り、彼等の貿素儉約：極端なる其れを勵行して、優に今後多年の臥薪嘗膽に耐へ、萬々難を排しても國力を恢復するの勇氣と技倆とを示して、餘りあるとのとである、今更ながら賴母敷國民に思はれる、卽ち彼等は物品を粗末にせないと、濫費せないと、廢物利用のと、時間を徒費せぬと、否之を善用すること、仕事に忠實なると、出精なると、研究的なると、衞生を重んずると、奈眞志野收容中五年間一人の病人あらざりしと、戰敗國民としては謙遜卑下の强きと等、擧げて數ふべからざるものがありて、然るに之に反して露西亞に於ける日本兵に對し、彼國人に與へた印象はと云ふに、彼等曰く日本兵は露西亞に來りて、文化上何物をも遺してくれなかつたと、他國兵は皆大々多少の貿獻物を爲したに拘はらず、日本兵は右の始末にて洵に面目なき事である、今にして眼醒めねば我が日本も此先どうなるとであらうか分らぬ。

▲局長　夫人の急逝は同人間に於ける、意外千萬の痛歎事であつた、老少不定は人事の常ではあるけれども、日夕親炙する人の間から突然長逝せられる時、一段の驚嘆と悲哀を感ぜぬ譯に行かない、實に谷田夫人の逝去はそれであつた、同時に又た七人の子供中には一年にも滿たぬ乳呑子さへ遺された局長自身の心情は如何に、思ひ遣られて痛絕愁絕傍目にも勝斷たれる思ひがした、天意知るべからず、何故なれば斯かる無情を以て人世に詛はれるであらう、果して天は無情であるか殘酷であるか、造化の妙法意義深遠其經綸の跡は、實に人智の以て測り知り難きものがある、然るに局長其經となり緯となりざるはない、故に局長公私の上に現はれ來るものは、卽ち大試練の苦痛あれど、聽て局長公私の上に現はれ來る業であらう、疑ふべきでない宜く耐へ忍びて、今は修養勵行こそ大切の時であられるであるまいか、局長の爲め又斯道の爲め、特に祝福を祈らざるを得ない、幸に多年召使の老若二人の忠婢があり、其處に亦た特別の厚意を以て世話する一婦人の來りて目下の家庭を助けられつゝあるは、同家の爲めに喜ぶべきである。（甲突生）

寄書

○教誨史話（三）

京都　富井隆信

（二一）四長

明治五年頃、他の各地はいかゝ有りけん、長野監獄の日記を觀るに、當時監獄職員としては獄司、守卒、書記、獄丁等有りしも、別に囚人中より選拔したる囚長と稱するものあり、獄衣の上に赭色の羽織を被り、事務所を構へて其の内に起臥し、日常取扱へる職務は、商人の納入する食料品受取、新入監者の作業指定、外役囚の選擇等にて、吏囚同席算筆の事務を共にしたり。又當時囚人は煙草入を携帶して自由に喫煙し、現金を所持し、守卒の許可を得て外役途中に飲食物を購求し、甚しきは監房内に於て飲酒又は賭博をさへ開張せしことありきといふ。

（二二）頸に鐵輪

德島監獄の前身は、明治三年名東郡塀裏町（現今の德島市）に徒場小屋を設けたるに始まる。當時徒刑囚には、背に「徒刑」の文字を染拔きたる無袖の短衣を着せしめ、頸に鐵輪を鎖し、各橋上の掃除、提防工事等の小役に就かしめ、又庶民の希望に應じて、一人一日落札一匁の勞銀を徵して、民家の雜用に雇傭せしめたり。當時外役囚には、慰勞として鮮、赤飯を與へ、又藥と稱へて酒二合を給したり。

明治十六年頃までは、囚人一般に喫煙を許したり、其方法は二十五本の煙管と煙草を一定の場所に備へ、希望者を二十五人づゝ集めて圓座を作さしめ、順次交代し、喫煙後入房せしめたり。日曜日祭祀日は一日三回之を許可し、尙舍頭（監房十舍あり、各舍に頭を置く）には房内に火鉢、煙草を與へりたり。

（二三）花傘

明治六年四月、岐阜市西野町眞宗本願寺派願誓寺住職舟橋了要は、囚徒に教誨せんことを當時の縣令小崎利準に請願し、その許可を得て、爾來明治十五年三月まで滿九年特志を以て岐阜監獄に出頭、教誨に熱注したりき。勿論教誨堂の設けなければ、師は毎回自坊より阿彌陀佛畫像を捧持しゆきて、總囚を傘工場に集めたり、工場のことなれば天井もなく、佛像奉安、教誨聽聞には勿躰なし、何がな相應なる裝飾をと囚徒の思ひ付きより製品の花傘を釣り渡し、これはまたはでな思ひ切つたる色彩とりぐ〳〵の教誨場を造るが例なりきといふ。

（二四）饅頭と饂飩

舟橋師は布教の都度、饅頭又は饂飩（一人二杯）を囚徒に施與したりき。師は說教の名手、同地方に於ける卓越したる學僧、德望四隣に振ひし程の人なるに、監獄の教誨に熱注せしことなれば囚徒の隨喜いふばかりなし、況んや饅頭や饂飩のお接待を被るに於てをや。明治十五年縣會に於て、同師に謝儀を呈せんことを議決せしかば、師は謝儀を受くるは望ましからずとて、その時辭して、門弟をして代て教誨の任に當らしめた。

（二五）餅騷動

明治十二年十二月三十日より三十一日に及びて、岐阜監獄にては囚徒の騷擾を生じたり。其の故は經費の都合にて明元旦には雜煮餅の給與を廢されたるを知り、囚徒の激昂一方ならず、全囚鬨聲を揚げ、木枕にて監房を叩き、破獄にも至らんずる狀勢なりしかば、吏員拔劍し、市内消防夫は熱湯を滿たしたる喞筒を備へしかば、囚徒の狂暴憤激絕頂に達し、今は吏員の力も及び兼ねたれば、時の典獄駒田氏は急遽舟橋師を訪ひその援助を依頼せしかば、師は即時來廳、一同に懇諭する所有りしに一人の反抗するものなく、忽にして全囚鎭靜したり。翌日師は自坊境徒に計り、餅の寄附を求めて、囚徒一同に與へたり、（一人餅五片、砂糖若干）在監四八百四十二人なりしといふ。かの故

板垣伯を殺害せんとしたる相原某は當時在監中にて、その騷擾の主魁者なりしとぞ。

（二二六）博愛慈善組

明治廿三年九月十三日宮城縣監獄署（現仙臺分監）典獄中村中氏が各監獄長會議の結果を上申して執行認可を知事に請ひたる中に左の箇條あり。

囚徒ノ教誨ニ教育アル者ト無キ者ト區分聽聞セシムルノ可否、可トスレハ其ノ方法、右論議ノ末、可決シタリ、其ノ方法

一、有教育囚人分チテ二トス、初犯者、再犯者。

二、初犯者ハ一週一回、再犯囚ハ二回教誨ヲ爲スヘシ。

三、無教育囚人分チテ二トス、初犯者、再犯者。

四、同囚人初犯再犯各一週二回ツヽ、教誨ヲ爲スヘシ。

五、總囚ヲ教誨聽聞ニ限リ、當分左ノ四組ニ分ツ。

博組　有教育者　初犯　再犯

愛組　同　再犯

慈組　無教育者　初犯

善組　同　再犯

六、各組名ノ字ヲ本人番號ノ傍ニ朱書シ、教誨整列及ヒ行狀視察ノ便宜ニ供スヘシ。

七、各組教誨日割左ノ如シ、

日曜　總囚大教誨

月曜　休教誨

火曜　博組　慈組　有賞慈組

水曜　愛組　善組

木曜　慈組

金曜　善組　女囚

土曜　愛組　有賞愛組

八、各組教誨時間ハ何レモ罷役後トス。

（二二七）改心所

現今靜岡監獄の前身たる今の靜岡市、當時の有渡郡靜岡傳馬町に明治四年六月ハ、徒刑の就役場を設け「改心所」と稱す。（翌五年二月此の改心所を廢し清水督業所（人足寄場）を改心所として其所に徒場を置き、その翌六年二月二十五日太政官達により徒場を徵役場と改稱したり。）―人足寄場を督業所、徒場を改心所と呼ぶ、名け得て妙といふべし。

（二二八）出監者を監獄教師に採用す

今の仙臺分監（元宮城縣監獄署）に於て在監人の教育を開始したるは明治九年三月頃にして、禁獄囚守口如慊なる者學力ありとて、滿期後月手當金七圓を給與し、在監人一般に對し、罷役後一時間學科を教授せしめたり、翌十年六月同人は辭職したり。爾後學校の訓導を任用して教授の一職務を設けたり。

（二二九）教誨必要論

明治十六年八月小原内務權大書記官神戸監獄を巡閱するに際し、同監副典獄川畑篤雄の呈出したる意見書中、教誨に關し左の言あり。

日々教誨ノ方法タルヤ頗ル廣遠宏大ニシテ、獨リ教誨師ノミナラズ、苟モ囚法ニ臨ムモノハ皆奮勵從事セザルベカラズ。已ニ天賦ノ良心ヲ澄滅シ、社會ヲ荼毒シ、一般ノ令則ニ違犯シタル惡人、又ハ放縱ナル少年等ヲシテ、改悛ノ念慮ヲ喚起シ、他日更ニ全人ニ齒スルヲ得セシムル主旨ナルヲ以テ、宜ク專ラ慈惠ノ心ヲ存シ、之ヲ教ヘ、之ヲ導キ、既往ノ醜惡ヲ化シ、必ス正路ニ復セシムルヲ期スベキナリ。而シテ其教誨タル、夫ノ一般人民ニ施スモノト異リ、宜ク熟慮セザルベカラズ、親子ノ間ヲ以テ譬フルニ、一般人民ノ教誨ニ於テハ、素ト父母ノ子ヲ愛養スルニ齊キヲ以テ、其教法苟モ嚴猛ニ出ヅルモ、之レヲ受クルモノ敢テ其猛ヲ以テ猛トセズ、其嚴ヲ以テ嚴トセズ、傍人モ亦捨テ、問ハザルモノヽ如シ。然レドモ在監人ヲ處置スルニ至テハ、然ラザル所アリ。譬フルニ敬愛ヲ過テテ相馴レザル、繼母ノ繼子ニ於ケルガ如シ。官吏ニハ毫モ繼母ノ處置ノ如キアラザルモ、在監人ニ在リテハ所謂僻ミ根性ナルモノアリテ、常ニ不平ヲ官吏ノ處置ニ懷クハ是勢免レザルノ情狀ナ

リ。然レドモ之ヲ處置スルニ寛恕ニ流レ、誤リ知ラズシテ猥褻ニ失スレハ、或ハ輕侮ノ心ヲ生ジ、平常ノ敎誨、從テ徒爾ニ屬シ、之ヲシテ再ビ將來改悛ノ途ニ就カシムルコトハ極メテ難シ、是レ最慎シムベキノ要ナリ。故ニ敎誨師タルモノ深ク此意ヲ體認シ、公平無私ノ慈心ヲ以テ之ヲ敎導化誘シ、古今ノ善事ヲ懇說シ、賞揚ヲ先キニシ、叱責ヲ後ニシテ、之ヲシテ勃々然ト恥愧ノ念ヲ起シ、全人ノ班ニ歸セシムルヲ以テ敎誨ノ主眼トス。俗諺ニ曰ク。監獄ハ惡姦ヲ養成スル大學校ナリト、夫レ之ガ戒護ヲシテ只越獄逃走ヲ防クノ一方ニノミ放任シテ、處遇敎誨ノ方ナキ、夫ノ武將ノ政ヲ執リシ時代ノ如クナラシメバ、之ニ大學校ノ名稱ヲ冠セシムルモ亦其理由ナキニアラズ。然レドモ一朝法網ニ觸レタル囚徒、又ハ懲治人等ト雖、素ヨリ天稟ノ良心ヲ全滅シテ再ビ移易スベカラザルノ理ナキヲ以テ、其ヲシテ一旦慚悔ノ念ヲ生ゼシムレバ、陰雨始メテ霽レ、白日青天ノ全人トナルコトヲ得ルハ是亦必然ノ理ナリ。假令不逞ノ惡姦ナラシムルモ、一タビ刑辟ニ觸レ又ハ矯懲ノ爲メ獄衣ヲ纏フテ圄圄ノ中ニ在レバ、誰レカ朝ニ夕ニ父母ヲ思ヒ妻子ヲ慕フノ念ヲ生ゼザルモノアラン、苟モ父母ヲ思ヒ妻子ヲ慕フノ念ヲ生ズルニ至レバ改悛遷善ノ心ヲ萠生セザル者モ亦決シテアルベカラザルナリ。是時ニ當リ其敎誨ヲ怠ラザレバ、猶快駛ノ車馬ヲ熟路ニ馳セ、水ノ低キニ就クガ如ク、之ヲ止メント欲スルモ必ズ能ハザルナリ。敎ヘテ益ニ至レバ、夫ノ惡事ヲ知覺スルノ學校ヲ變ジ、改悛陶冶ノ大學校ト爲スヲ得、始メテ監獄ノ主旨ニ背戻セザルモノト謂フベシ、是敎誨ノ致ス所ナリ、豈之ヲ忽緒ニ付スベケンヤ。

(三〇) 勞苦本分論

明治十八年八月四日内務卿山縣有朋訓示

(各縣令宛)

近年罪囚滔リニ其數ヲ增シ、監獄ノ事務亦隨テ益々繁冗ヲ加フ。惟フニ罪囚ノ此ノ如ク倍蓰スルモノ、其由テ來ル所一ニ止マラズト雖モ、抑亦監獄待囚ノ方、各地未ダ一定ノ主義ニ據ラズ、寬嚴其宜シキヲ失スルニ因ラザルナキヲ得ンヤ。抑監獄ノ目的ハ懲戒ニアリ、敎誨訓導以テ防遏遷善ノ道ニ誘フベキコト素ヨリ司獄ノ務ムベキ所ナリト雖モ、懲戒驅役堪ヘ難キノ勞苦ヲ與ヘ、罪囚ヲシテ囚獄ノ畏ルベキヲ知リ、再ビ罪ヲ犯スノ惡念ヲ斷タシムルモノ、是レ監獄本分ノ主義ナリトス。然ルニ本分ノ主義ヲ後ニシテ、專ラ敎誨訓導ノ方法ニ倚ルモノアリ、或ハ工役ノ利潤ヲ主トシ、專ラ作業製造ニ從事セシムルモノアリ。其罪囚ヲ待ツ概ネ懇到優寬、是ヲ以テ獄ニ入ルモノ往々恰モ其ノ家ニ歸スルガ如ク、甚シキニ至テハ獄ニ入ルヲ望ミテ故ラニ罪ヲ犯スモノアリ。自今司獄官タルモノヲシテ、宜ク懲戒主義ニ基キ、監獄ノ効果ヲ空シクセシムルナキヲ努メシムベシ。云々

○受刑者の見たる英國監獄(一)

(ステフエン、ホプハウスなる者英國監獄に投ぜられ、出て、An English Prison from Within なる一篇を同國の雜誌に寄稿し、後單行本とす、今譯するもの即ち是也)

丁 英 生

本編の目的は記者が倫敦の大監獄に四ヶ月、郡の小監獄に約六ヶ月、都合十二ヶ月の監獄生活の經驗に基き、我監獄制度に對する感想、殊に其れが受刑者に及ぼす道德的、心理的影響を記述して、讀者に提供しやうとするに在る。(原註。此外にはまだ五週間つゝ二回聯隊の營倉に繫がれたが、其所の狀態は監獄より遙に優良である。右の事實が本編に關係を生ずる所以は唯だ同所に刑を勤めて居る强盜なり其他の犯罪者と自由に語を交へるの機會がある、隨て彼等の談話や態度に依りて、受刑者の地位から監獄を見る要領を獲得するに與つて大に力があつたことである)。予の犯罪は一切の戰爭に對して良心的反抗(譯者註。英國に於ける今

回の非戰論者は良心の命令に從ひて戰時命令に反抗するといふので、自ら良心的反抗者と稱して居る》の主義に據り軍律に抗命したから發生したのである。しかし予の犯罪の性質とか、又は二回も續けざまに刑を申渡した裁判について、餘り重大視するつもりはない。但し斯る事が胸中に存するが爲め、隣接の監房に居る通常犯人とは異なる見解を爲すは免れ難い。我々徴兵反對者は監獄に入れられた所爲に對し何等罪惡の自覺を有たぬ、寧ろ之に反して吾人は正義の信念を有し且つ大抵は基督敎的崇高なる品性を有するが爲に自由を喪ひ、處分せらるゝに至つたと思へば、幾分力強く忍耐を維持することが出來る。此點の當否は兎も角、吾人の確信は斯の如くであつて、勿論其反動として監獄に對する予の感想が彼の硬化したる犯人、若くは悔悟を要する犯人とは或要點に於て相異を來たす。然しながら、監獄制度の大體の傾向と之が人間の品性其他精神上に與ふる一般的影響は充分明瞭であつて、如何なる在監人にも同じく其れが及ぶものであることが判つた。

軍法會議に附せられた良心的反抗者は殆ど總てが百十二日から二ヶ年間の重役（Hard Labour）の宣告を受けた。（之は限りなく繰り返すことを得る）予の如きも不要なる輕微の點に少々異て居るだけで其餘は全然第三部の重役を課せられたる者（譯者註、英國禁錮四の情狀最も重き犯罪をなせし部類）と同じに取扱はれた（原註、政府が病者を釋放する方針に本づき予は千九百十七年十二月出監せしめられた）千九百十七年の末に於て十二ヶ月以上の刑を有する反抗者に對し少々の特典が與へられた。其中償値ありと思ふのは外部から差入れた書籍を看讀することゝ、毎日二回運動に出て二人つゝ列むで話をすることを許されたことである。

いづれの時代にも現在の特殊なる社會狀態は遠き過去に淵源するもので、唯だ時々僅少の變化を

見たるに止まることを人は考へない。全英國に行はるゝ監獄制度も今日では近世的で嶄新のやうであるが其實古るきものが少々變更されたに過ぎない。即此制度は十八世紀の後半に一二の田舍の監獄に實施せられたがそれきりに止まつた。次いで千八百十六年かの有名なるミルバンクの集治監に於て一部を試みたが前世紀の四十年頃に至つて漸く實際の發達を遂げ、嚴正離隔の原則は亞米利加監獄を視察したる委員の齎らした結果に依り政府の採用する所となつた。千八百四十年乃至六十年時代に於て現在のペントンビル監獄を始め六十箇所の獨居制監獄が建造せられ、千八百七十七年に監獄法が發布になり、總ての監獄を新に組織された監獄委員局の下に置いた以來、始めて獄務の統一が決行せられた。ミルバンクには一千の分房、ペントンビルには五百二十の分房が建てらるゝ以前は犯罪者の無差別的に雜居することは通則であつた。故に沈默及獨居の現制度は八十年を經ないで次第ではあるが、何にしても斯る制度の存在を許すだけの成績があるか、どうか、

先づ斷つて置きたいのは通例重役の宣告を受けた者は最初の一ヶ月間嚴正なる獨房に拘禁され（運動と敎誨とは例外）其中二週間は板張の寢臺に敷布團は與へられず、猶ほ其の他の制限が伴ふのである。此一ヶ月間善行を保つたものは次の月から晝間は雜居但し沈默して作業に就くの特典が與へられる。此制度の特色は次に述べやうとする三大綱領に分つことが出來る

第一、肉體には不快を、心靈には飢餓を與へる

第二、個性の區別と他人の爲に奉仕しやうとする衝動の破壞を企つる

第三、信任は皆無で唯だ畏嚇によりて制御せんとする

如上の特色は頗る優勢で我監獄制度の主要目的を代表するの觀がある。人の監獄に對して期待する感化的要素は認め難くして、鎭壓と懲戒との本質

を標榜するやうである

監獄の最も著しき特徴は一切の贅澤及娯樂の消滅すること、衣食住竝に清潔の最も簡單なる要求を滿足させるに必要なる給與の制限で此事については何人も異存のない所である。此一般的原則は如何なる理想家たりとも例外を求むべからずして、縱令不愉快で或は健康を損傷するとも體力頑健意志强固の男なれば毫も顧慮するに足らぬ。然しながら、不幸にして一ケ月間强壓的に節制をさせたところで人間の放縱なる欲望を根絶することは不可能である。外で斯んなことを言つては誠に恥しい至りであるが、予の如きも孤獨と單調と其他の事情が絡まつて食慾が一途に昂進した。監房の戸なり壁なりに爪書をしたものゝ中標本的のものは「來週が早く經てよ、そうしたらば出て甘い莨が吸へるぞ」とある。日々監房と其備品とを掃除するやう强制されることは確に良習慣を養ふ效果がある。しかし毎日の入浴に馴れた身が一週に唯た一回、それも急はしく入浴をさゝれ、下着の襯衣は二週間もブッ通して取換へないかと思ふと、一方には監房の主なる什器である錫の食器を日々必ず丁寧に磨かされるので何だか田舍娘のお化粧の如く滑稽なる思出を禁じ難い（譯者註、原本に白く洗つた墓とありて上面ばかりをめかす語なりしを假に田舍娘のお化粧と譯した）

去りながら、肉體の必需品について或點までは氣を注けてあるが、社交的心靈的の要求は感化の目的の根本であるにも拘らず、殆と全然等閑に附せられてある。クエカー宗徒（譯者註、千六百四十六年英國に起りし基督敎の一派にして非戰主義を奉し、國敎派より異端視せらる）と登錄せられたる予に對しては隔週に一回三十分間つゝの集合禮拜式と、又隔週に一回十分間の宣敎師の訪問を受くるだけが僅かに天（神）を一瞥する機會を得るに過ぎない。カトリック若くは獨立敎派（譯者註、英國國敎に反對する基督敎派）に屬する者も同種

の特典を有つわけであるが、餘りに斷片的半端なもので、大した效能があるものでない。しかし名義的でも英克蘭敎會（國敎）に屬する通常犯人は一週三四回の敎誨に於て彼等の靈魂に充分なる給養を與ふる筈であるが、大部分が形式的で非精神的の性質のものである。之と共に敎誨師が時々個人を訪問するが、困まつたことには職掌柄出て來てやるといふ風である爲め、敎誨師と監房の住人との間に踰ゆべからざる牆壁を築き上げることになる。左は云ふものゝ予は某々敎誨師達が其拘禁中の檀徒（譯者註、一般囚人をさす）の心靈と接觸を保つ爲めに貢獻しつゝある勞苦の程を知らぬではない、只大勢に於て制度が彼等の勞苦を打消して仕まふ。且また彼等の十中の八九までは犯罪者の心理狀態を理解して居ない

在監人の心靈につき顧慮しない結果は——此點につきては更に多く力說しなければならぬ——現に倫敦監獄に於て二年目の刑を勤めつゝある一人から來た書狀中に、善く描かれてある。曰く

此所では人間が動物扱にされる。監獄長が國家に負ふ所の責任は一定の期間內、送付を受けた人間の身柄を保管するにある。予は「身柄領收簿」と記された帳簿を見たことがある。暫くの間熟く考へて見ると、監獄は清潔な正確な善く動く機械に譬へることができる、しかし吾等は靈魂のなき肉魂として取扱はれて居る、ジョン、ハワードの監獄改良に熱心したのは、ヨモヤ獨居監房を人間を入れる犬小舍（之より外に言ひやうがない）にする考はなかつたに相違ない人間を犬として取扱ひ、或はモット適切な比喩である機械の一部として取扱ふには、疑ッと見張つて居つて、定まつた時間に油を差すだけで、別に何等の注意は要らないといふことになる、これから自然予の先に擧げた第二の點に論及しなければならぬことゝなる。

○戒護力の能率增進に就いて(三)

豐多摩　勝岡廓善

(一〇)戒護作業の一般的目的的方法的研究

(作業とあるも受刑者に科する作業にはあらず特に注意を乞ふ)

本項より、戒護力の能率增進法の問題に觸れて、漸次筆を進めて見やうと思ふ。然し、この研究が、戒護力の能率增進上、果して何程の貢獻を齎すか、さうした問題に關しては、筆者は、殆んど自信を有して居ない。しかし、この拙い研究が、萬に一つも、何等か監獄界のために、貢獻するやうなことでもあつたならば、それは望外な僥倖であらう。それから、次に隨つて置かなければならんことは、筆者が、全然戒護に關する實務的經驗を有して居らないことであつて、從つて、實務的の立場から、實務上に論據を有して、戒護力の能率增進法を論ずると云ふことは、到底不可能なことである。それであるから、斯うした實務的方面からの研究は、現在戒護の實務に從事しつゝある、賢明なる監獄官諸君の、敏敏なる手腕に信賴することゝして、筆者は、唯戒護力の能率增進法に關聯した、考察的敘述をなし、さうして、筆者の希望の一端を、披瀝するに止めて置かうと思ふ。

さて、戒護力の能率增進法を、仝てやうと思ふならば、第一に、確實なる戒護能力の、所有者を得ることに、留意しなければならぬ。換言すれば、適所に使用するところの、適材を得ることの研究である。此の問題に關しては、後日戒護者採用法の研究の題下に、少し委しく述べる積りであるが、如何にして、適材を得るかと云ふ問題は、戒護と稱するものは、如何なる目的を有し、如何なる方法に於て、なさるゝものであるか、その含蓄するところの性質と、內容との根本的研究を遂げることが先決の問題である。此研究の結果は該作業に從事すべき能力者の具備すべき、適材としての條

件の種々が、決定せらるゝのである。故に、此れを先づ最初に解決することが、緊要である。然しながら、此の問題は、既に充分解決されて居るところのものであつて、衆知の事實であるから、今更、研究の必要はないであらう。けれども、筆者に於ては、敘述の過程上、假令、それが煩瑣に亙つても、此の問題を一瞥する必要に迫られて居るから、今一度振り返つて、見て置きたいと思ふ。さて、之れを文獻に徵すれば、獨逸の監獄界に於て、監獄則の典型と稱せられ、且つ、內容と形式とに於て、最も完全なるものと認められて居る、普國內務省所轄監獄の監獄則の、前加章第三條には、

A、自由刑執行の目的は、受刑者を威服して、法の下に屈從し、法を尊重するの念を起さしめ、彼等を矯正して、道德上改善の實を擧げしめ、彼等を敎育して、出獄後國法に遵ひ、正業に勉むる良民とならしむるにあり。

同じく、第一章第二節第四十條には、

B、看守は、其受持の在監者を、確實に戒護し、愼重に監視し、在監者をして、遵守事項を熟知せしめ、嚴に、其旨趣を實行せしむる任務を有す。

同じく、第四章第三節第百二十七條には、

C、一、總ての在監者は、法律及び本則の規定に依り嚴格公平及び至誠を以て、之を處遇すべし。

D、二、四人に對し、不作法の行爲、例之、罵言撞衝打擲を爲すべからず。

とある。

又、獨逸監獄協會提案自由刑及び保安處分執行法案第二十二條には、

E、二、刑を執行するには、(中略)一樣に刑罰の痛苦を實現せしめ、風紀と秩序を維持すると共に、受刑者の精神及び德義を向上發達せしめ、其健康と勞働能力を、保全することを努むべし。

F、三、此の目的を達するには、嚴正公平及び人情を以て、事に當ると同時に、各在監者の人格犯罪行爲、及び來歷を考案することを要す。

女性不具又は高齢の如きは、特に注意すべき所とす。

と誌されてある。

我が國の、現行監獄法及び監獄法施行規則に於ては、各の場合に於ける。心得べき要項に關しては、誌されてあるも、前揭の如き、一般的目的的方法的要領は、示されて居ないやうである。故に、恁うした意義に就いては、此他の書類及び講義に俟たなければ、知ることが出來ないことになつて居る。獨逸法の如く、一般的目的的方法的要領を、示して置くことは、戒護的概念の構成上、必要の事であり、又、暗示の效力を認むる上から考へて見ても、適切なことであらうと思ふ。

以上前に揭げたる、法文に就いて、概評を試みて見やう。

今A、の內容より吟味して見れば、行刑の目的は先づ現在的(在監時)效果を擧げること、を目的として居る。卽ち、『受刑者を威服して、法の下に屈從し、法を尊重するの念を起さしめる』ことにあつて、又、一面未來的(出獄後)效果を、擧げることを、目的として居る、卽ち『道德上改善の實を擧げしめ(中略)國法に遵ひ、正業に勉むる良民とならしむる』ことにあるやうである。此の二つの目的の中、戒護作業の、純的性質上から觀察すれば、戒護作業の目的は、現在的效果を擧げることが、當面の任務であるやうである。將來的效果を目的とすることは、行刑機關全體の觀念であり、目的であらうから、獨占的に戒護作業の任務として斷定を下すことは、疑ひの餘地が有らうと思ふ。それであるから、筆者は、現在的效果を以つて、戒護作業當面の目的と、假定して置いた方が、穩當であらうと考へる。

Bは、所謂現在的效果を、目的とする作業であることを、明瞭に、然かも、簡結に說明し得て妙である。

C及びDはA及びBに於て、示したるところの任務を履行する上に就いて、方法及心得を示して居るのである。

EはAと殆んど同一の內容を、含蓄して居るのであるから、更めて云ふ迄もない。

FはEの任務を遂行するための、方法を說き、心得を示したものと、見ることが出來やう。

要するところ、此の法文より考察すれば、戒護作業として、有するところの當面の目的は、卽ち、受刑者と、法の下に威服屈從せしめ、嚴重に、之れを監視し、紀律的訓練を施し、刑罰の痛苦を、自覺せしむることにあると云ふことが出來やう。さうして、此の目的を達成するためには、嚴正的であり、强制的であり、公平的であり、人道的であり、愼重的であらねばならんと云ふことになる。そこで、筆者は此概念より出發して、一つの斷定を下し、推理的に、次項より戒護作業の解剖的研究を企てゝ見やうと思ふ。

（一一）戒護作業の解剖的研究其一

前項に於て述べた如く、戒護作業の目的を達するためには、嚴正的であり、强制的であり、公平的であり、人道的であり、注意的であり、指導的であり、愼重的であらねばならんと云ふことに、なつたならば、恁うした作業は、之れが所謂、筋肉的勞働作業に屬すべきものか、又は、頭腦的勞働作業に屬すべきものか、此の類屬を、先づ決定する必要があらう。此の類屬が決定して、始めて適材採用法の大綱方針が、定まつて來るのである。

卽ち、筋肉的勞働作業に屬するならば、筋肉勞働者としての、完全なる有資格者を、採用することに努めやうし、頭腦的勞働作業に屬すべきものであるならば、それに適當すべき、有資格者を採用することに、注意を拂はねばならぬのである。

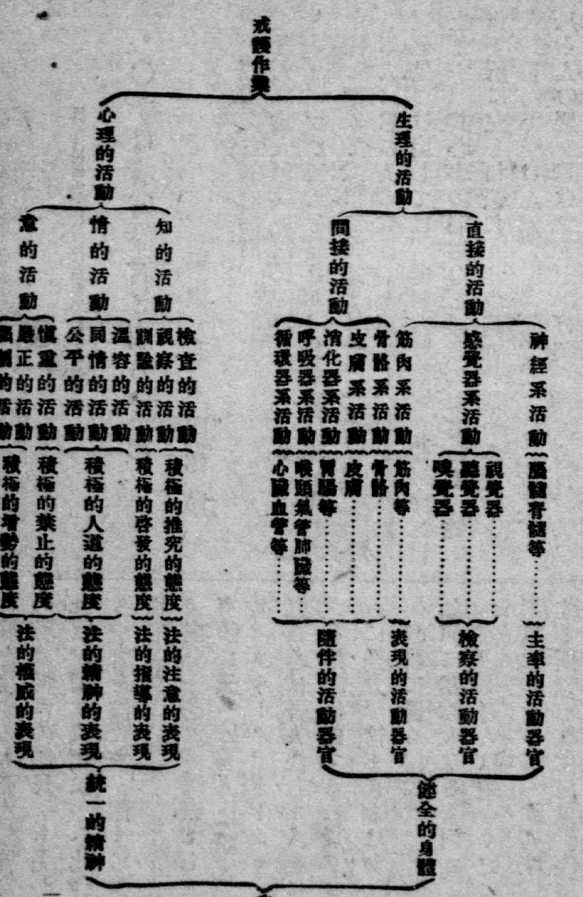
今、筆者の想像に影じたる所に從へば、戒護作業なるものは、兩面の勞働を要すべき作業であるやうに、考へられるのであつて、所謂筋肉的頭腦勞働作業として、斷定することが、可能で有り得るやうに、思ふのである。卽ち、兩面の能力使用量

の程度を、比較して考へると、その程度に甚しい差隔を、見出し得ないやうである。右の如く、能力使用量の程度が、殆んど、同一の程度に有るとすれば、それが何れにも屬する作業であると認めることは、至當であらう。從つて、戒護作業を、何れかの一方に、歸屬せしめやうとすることは、無謀の斷定に、陷る嫌がある。斯くの如く、この作業が、殊に、密接なる關係を、二方面に有して、甚だ煩瑣なる、狀態にあることは、この作業が、一つの困難なる作業に屬し、又、一種の特徴を有して居る、作業である所以であらう。筆者は、今、此の作業を、生理的と心理的との、二方面から、觀察して見やうと思ふ。然しながら、二方面とは云ふものゝ、それは、言葉の上に於て、判然と分れて居るまでのことであつて、實質的には、委しく、區別し得られるものではない。此の二方面の相關的關係は、實に密接なるものであつて、相卽不離の關係を、有して居るのである。それであるから、此の兩者の關係に就いては、昔から大に考へられて來たので、此の點は、夙に學者の氣付いて居たところである。今、之れを、歷史的に觀察して、敍述を企てゝ見るならば、彼の希臘の古代に於ては、詩人ホーマー（紀元前一千年の頃）は、既に、精神を以て、心臟に宿つて居るやうに、述べて居るのである。又、醫學の元祖と稱せられて居る、ヒポクラテス（紀元前四五八—三六七）は、腦髓を精神作用の原泉だと考へて居た。此の點は、暗に今日の學說と、符合して居るところの、考へであると云つて、良からうと思ふ。それから、哲學者のプラトー（紀元前四二九—三四七）は、精神を二種類に分けて考へた、卽ち、理性の如き、不滅にして高尙なる精神は、頭腦に存じて居て、消滅するが如き、下等なる精神の中で、勇氣とか、憤怒とか云ふ如きものは胸に在る、又情慾の如きものは、腹に基いて居ると、云つて居る。ところが、プラトーの弟子であつて、然も物理學や、解

剖學に精通して、心理學の方面に於ても、其元祖だと云はれて居る、アリストートル（紀元前三八四—三二二）は、プラトーの說を排斥して、心の作用は、心臟に基くと云ふ舊說を、信じて居たのである。彼れは、解剖學上の知識が、腦髓は、冷却したる物質の塊に過ぎないものとして、腦髓を以て、精神の居所とするには、餘りに不適當なる場所だと、思惟したのである。その後、羅馬の生理學者ガルレン（一三〇—二〇〇）は、心の作用を、腦室の溫氣に基くものだと考へて居た。序でに、日本のことも付け加へて置く。日本では、精神のことを、コヽロと云つて居る、さうして、そのコヽロは、頭三寸に在りとは云はずして、胸三寸に在りと云ふ。又は、あの人は腹が惡いなどゝ云つて、腹に在るやうにも、云ふて居る。卽ち、胸、又は、腹にあると云ふ考へである。こゝに、一つの問題となることは、コヽロと云ふ名詞であつて、此の名詞は、俗說に、コロ〳〵の略音から來たものと傳へられ、心は、常にコロ〳〵と、剃那的に變化して、轉々停止するところを知らないから、その狀態を、云ひ現はしたる語を以て、名詞としたのであつて、形容詞狀名詞とでも云ふべきものだと、云ふのである。ところが、之れに反對した說があつて、コヽロは、コロ〳〵の略音ではない、コッ〳〵の略音である。卽ち、心臟がコッ〳〵と打つ、動悸の音の形容詞から、轉化したものである、だから、コヽロをコロ〳〵の略音などゝは、附會も甚しいと云ふのである。之れから考へると、コヽロは、心臟の別名と云ふことになり、胸三寸に在ると云ふ說を、證明する論據となる譯である。英語に於ても、心臟及び心を、ハートと云つて居るやうで、精神が心臟に在ると云ふ考へは、東西相通じて居るやうである。卽ち、ホーマー說、アリストテレス說で、あつたのである、それはさて措き、斯くの如く、種々なる說があるけれども、未だ生理學や、解剖學が充分に發達し

ない時代の考へであつて、單に、想像的に過ぎないものである。それが、近世に至つて、一般に科學が近歩して來たと同時に、醫學も著しい發達を遂げたのである。卽ち、十九世紀に於て、マイネルト氏が、精密なる研究をした結果は、神經系統、特に、腦髓の解剖と生理に關する知識は、餘程確實になつて來て、精神作用と身體との關係は、明かとなり、遂に、腦髓は、すべての精神作用の、基礎であることを、確認するやうになつたのである。斯くの如くに、生理的と心理的との方面は、頗る相關的關係が密接なのである。試みに、一例を擧げて見るならば、すべて體内には、内分泌腺と云ふものがあつて、それは、分泌作用を、營むところの重要な腺である。之れには、種々あるけれども、其一にして、甲狀腺と云ふものが、喉頭部の邊にある。此の腺の、機能が、病的に中止すると、生理的方面の變化としては、身體一面が、浮腫の兆候を來して、所謂、デブ君とでも云はれるやうに、デブ〳〵と太つて、皮膚の色は、蒼白となり、且つ、汚れて來る。殊に、發汗作用が、停止するから、皮膚は、乾燥してガサ〳〵となつて仕舞ふ。のみならず、骨格の發育も、中止するから、侏儒のやうになるのである。此の結果を、心理的方面から觀察すれば、動作は甚しく遲鈍となつて、思考作用は微弱となるし、記憶力は減退し、叡智的發達は止んで仕舞ふから、全然白痴同樣な、狀態に陷るのである。低能幼兒には、よく甲狀腺機能の、障礙があるのを、發見すると云ふことである。(幼兒を持つ親は特に注意を要することゝ思ふ)右の如く、甲狀腺の機能障礙丈けでも、心理的に、大なる影響を來すのであるから、心理的と生理的とは、全然離すべからざる性質のものである。然しながら、便宜上種々に分類して、研究しなければならぬから、筆者は、假りに、左に掲ぐる通りの表を組立てゝ置いて、次項から、その說明をして見やうと思ふ。

戒護作業解剖的略表



雜纂

○予は看守諸君と語る(三四)

典獄　有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、

吾人は或人が我が國民を評して、「スネーク、ネーション」と云ふを聞けり、其意味は蛇が穴のみを探し廻りて、常に之に匍ひ入らんとするが如く、日本人は常に人の穴探しを事とし、何かの缺點落度を見つけ出しては、非難攻撃其名を傷けずんば止まず、其心事の陋劣なる手段の卑劣ある、蛇の作す所に左も相似たりとの義也、斯かる評言を何人か喜んで受けん、侮辱も亦た甚だしと云ふべし、凡そ人の惡を思はず善を稱するは、人間本來の德性にして、何人も具有すべきは勿論なりと雖、時に或は社會境遇の產物として、嫉視反目の弊を生ずるも亦人類社會の通例とす、蓋し是等の弊は何れの國民にも免かれ難き道德上の痼疾なれば、獨り我國民のみ此評言を專受すべき理由なきや言を俟たず、然りと雖今日の我が國の現狀に照し、公平に觀察し正直に判斷すれば、果して斯かる答辯を以て、平然として冷眼に付し得べき乎、有體に云へば吾人は頗る此に苦痛なきを得ざる也。「スネーク、ネーション」なる侮辱に對し、憤慨の心は吾人決して人後に落つる者に非ず、若し之を辯駁反撃するに於て道ありとせば、それが爲めに全力を惜まざるは勿論也、されど事實は千萬の雄辯に優る、根據なき辯解は恰かも空砲の如く、如何に其聲大なるも何等の手應へなきは明かなれば、＝吾人は須らく之に憤慨すると同時に之を事實に徵せざるべからず、これ卽ち吾人苦痛の存する所、何となれば我が國民の現狀は、吾人の辯解せんとする所を、悉く裏切るもののあれば也、苟も本心を有せば、誰か憤慨に次ぐに忸怩を以てせざる者あらん、又た誰か忸怩に次ぐに憂懼を以てせざる者あらん、一たび我が國民性の今日の傾向を視、而して前途の成行如何を察する時、吾人は衷心眞に仲々一日も安じ能はざるの思なくんばあらず、見よ何れの團體にも、何れの圖體にも、嫉視反目、讒誣中傷、今尙ほ甚だんなる勢を以て行はれざるなきを、其間紳士道の如きは更らに顧みられざるのみか、彼等は低格者を以て自ら甘んずるの有樣にて、其理義すら解し得ざる也、＝而して斯の如きは獨り普通一般の下級者に止らず、＝滔々たる風潮を爲して、社會の上級に立つ者若くは特殊なる職責を有する階級にまで、此弊風が浸潤するに至つては、慨歎極りなしと云ふべし。

人の長所美點を見る能はずして、唯だ其短所缺點のみを見得る者は、如何に巧慧多智なりと雖ども人格は極めて劣等也と云はざるべからず、況んや人の功名手柄を嫉み、景氣的悪腕を以て仲間を排擠し、又は有る事無い事惡意の想像を以て、評

判を製造し人をして之を云はしめ、若くは針小棒大捏造を加へて、其信用を傷けんとするがごとき、數へ來れば屈指に遑なからんとす、世に刑事眼と稱するもののあり、常に疑ひの眼を以て人を視、而かも人の暗黑面のみをのぞくを得意とするものを云ふ、世人が之を賤しみ忌むこそ當然にして、斯かる質の人物に腹黑き惡計なき者とて、殆んど稀なれば也、吾人は斯かる人物に伍して事を共にするは、危險千萬少くも不愉快至極に感せざるはなかるべし、兎も角も我が國の現狀にして、斯の如しとせば容易に人物は起らざるのみならず、大事業も恐らく起り難からん、卽ち互に孤立無援我利我慾を是れ事とし、毫も遜讓謙抑の美德なく、共同和樂の理想もなく、其に兄弟墻に鬩くの有樣にては、到底世界を相手とする大國民の襟度として受取れざるのみならず、協同團結の力なき國民は、遂に世界の落伍者とならざるを得ず、之れ必然の運命にして、苟くも國家を思ふの念ある者、今日

の襟度狹少なる嫉視反噬の國民狀態を見ては、深憂眞に措く能はずと爲す所也。

吾人は感化矯正の職責ある我が司獄官吏界に、斯の如き弊あるや否やを吟味せんと欲するものに非ず、併し乍ら返すく〳〵も玆に深く鑑みて自警自制を怠らざらんとは、切に此にこれを望まざるを得ざる也、唯だ夫れ之を望むが故に、我が親愛なる看守諸君に先づ訴へて、新進有爲の多數者の力を藉り、以て斯界の將來を振作せんと欲するのみ、既往如何共すべからず今後の事、一に諸君の自覺と向上如何にあり、其任豈に重からずとせんや。

更に一言の附加すべきは、在監者に對する司獄官の襟度是れ也、これとても彼等の美點長所を見る能はずして、徒らに刑事眼的視察を以て能事と心得るが如きは、之れ大なる時代錯誤とも云ふべく、舊式司獄官としては或は可ならんも、大正の今日に於ては餘りに不釣合也、吾人は宜く時代精神を解すると共に、之が順應の方途を覺知せざるべからず、卽ち心根を改めて「スネーク、ネーション」なる評言をして、先づ空評に歸せしむるが如き、方さに今日に於ける司獄官當面の急務たらずんば非らざる也。

○興味ある指紋の價値

典獄補　兒島三郎

指紋は犯罪人の識別法として我國に採用せられたのは、明治四十一年であつて、爾來十有餘年間、司法警察事務の上に、又證據裁判の上に多大の貢獻ありしことは、世人の熟知する所である。殊に累犯の發見に至つては其の功績の顯著なるとは犯罪人名簿時代に顧みて隔世の感がある、之れは指紋が個人識別法として優越なる質實を有する證據である。併し私は思つた、指紋の効用は曾に之れのみに止らず、既に有形の人を識別し得るならば、進んで其の人の形而上の或物をも識ることが出來ぬであらうか、風鑑子は骨相人相によつて人の運

命を預言する如く、若し指紋に由つて人の性格又は性癖を知ることが出來たならば、人格に依つて獄を斷ずる裁判官の爲に、又個別主義に依つて人を處遇する監獄官の爲に、有益なる參考となるであらうと。勿論私は風鑑子の預言を悉く信ずる者でない、否寧ろ其の荒誕無稽に驚くものがある、嚴肅に申せば預言は人の心より出でしにあらず、神によりて語れるものであるが、彼等にはそんな信仰があるでせうか、況んや人には容色をつくらふ丈の智惠を有する以上、面貌の外觀を以て其の人の善惡を斷定することは大早計である。されど生物に形質遺傳あるは科學の證明する所である、狐は化けても尻つぽを顯はす如く、持つて生れた素性は爭はれぬものである、私は其の素性の何物かを萬人不同の指紋に求めたいと考へた。

古來人に三十二相あることを說くが、私はそれらの著書を涉獵したところでは、其の根據甚だ薄弱であつて、觀相家各自の主觀的觀察によるの外確かに捕捉する所がないのである、卽ち客觀的に一定の標準を示すことが不可能である、たとへば鼻が高いと云つても、どれだけ高いのか程度が知れないのである、唯斯く云ふ風鑑子の鼻だけが高いのである、夫故に觀相は一部專門家の專門職業となつて、偶ま愚夫愚婦の弄ぶ所となり、愈々其の品位を卑くするのである。眞理は普遍的のもので、誰彼の別なく自由に討究し又理解されるものでなくてはならぬ、此の意味に於て坊間の占ひには相法に缺點のあることが分つた、同時に私は指紋に就て新らしい相法上の客觀的價値を見出したのである。

私は指紋研究に就て幸運なる機會を保つたことは同好諸君の御承知のこと〵思ふ、私の研究は實に司法省に於ける指紋部創業の當初から今日まで連續して居るのである。私は五十年の生涯を司直の府に捧げ、專ら東京大阪二大都市に在て、社會のダークサイドを往來する無慮幾萬の人と赤裸々

に接觸した、そして彼等の經歷及び個性を回顧しそれらのものが如何に現在の境遇を齎らしたかを指紋に照して觀察したのである。私の觀察によると、人の天稟は其の指紋の色彩によつて粗ぼ知ることが出來るとおもふのである、少くとも氏から享けた人の氣分は指紋の上に現はれて居るといふ主張である。古人の所謂三十二相に對して、私は天稟八十一相を稱へるのである、五指の支配を說くのである。委しい說明は省きますが、凡そ指紋には純紋、混紋、異紋、雜紋の別あり之れを四格と云ふ、それに九色の色彩あり之れを心の色と云ふ、心の色を左右から眺めて九九八十一相となるのである、又手の拇指は他の四指に對して何事かを語らんとする狀態にあるのは人間の特長である之れを四格に鑒みて人の遺傳、健康、生活、地位、職業、思想、才能、操守、友情、愛憎等を暗示するのは私の指紋判斷である。私は近く「指紋上の個人」と題して研究の結果を組織的に記述して見たいと思ふてゐる、尤も私の研究にもローマンチックな所が無いではない、然しながら夫れは現實に立脚した浪漫である。古人は歲に十二支を配して人生の行路に一種の暗示を與へた、此の幼稚な傳說でさへ今尙ほ或程度迄男女間の心を支配してゐるのは事實である、私の研究はそれよりは遙かに進んだ思想と目的を持つて居るとは、私の說明を俟たずして、賢明なる諸君の御推察せらるゝ所だとおもふ。或は私の研究を以て閑日月と評する人もあらう、それも致方なし、だけれど、冷やかな活字の中から、有合せの形容詞を拾つて來て彼れは狡猾だ彼れは殘忍だと謂つて他を取扱ふ其の人々に、果して人生に對する眞摯な態度が認められるでせうか、私は矢つ張私の態度を守りたい譬ひ私の研究が徒勞に歸するとも、人生に對する興味が盡きないのである。

序ながら最近殺人犯の指紋の研究に際し、材料を提供せられたる僚友諸君の寬容と厚意を茲に感謝するのである、

○藥籠（一三）

福岡　苅屋老龍

△得意の境地

三井物産の監査役、間島與喜氏は、多年神戸の支店長として、米質鑑定に、絶妙の手腕を揮つたものである、氏は閨中にて米を握り、是は攝津米、と的確にその産地を指定して、曾て謬つた事がない、

東京の酒問屋街たる新川新堀邊の番頭となるには、少くとも二十種の酒を飲み別ける舌の修業を積まなければならない。

掌一つが間島氏をして今日あらしめ、舌一枚の力が、能く新川新堀の番頭を活かして居る。

△掛替のない人物

得意の終點は「掛替のない人物」を意味する、天下を通じて掛替のない人物となれば、もう占めたものである、芝浦製作所の小林作太郎氏の如き、正に其一人、芝浦製エンヂンが優に一種のスタンダードとして評價されるのは、全くこの人の人格化したものである、紡績界に於ける和田豐治、武藤山治兩氏の如き、亦全く掛替のない人物である、この人達は、自己の身心を擧げて常に紡績事業と渾然たる融和を保つて居る、人物の大小を問はず、此態度こそは、萬人の服膺すべき出世の虎の卷であらう。

△非人の義俠

文明二年の事、江戸海帶橋際にて、侍が下駄を直させた上、懷中を見るに一錢もない、明日持ち來るであらうといふても、下駄直しの非人承知せぬ、惡口して侍を辱めた、側らに在つた非人、右の侍に對し、同職の非人甚だ不屈でござる、誠に御難義の樣申すべき樣もござらぬ、彼は私、申宥めまする故、早々御歸りなさいといふので、侍悅んで

去る、之を見た町人、彼の非人にその小屋の在處を問ふた、鎌倉河岸邊との答であつた、丁度歸る道筋であるといふので同道し、途中尋ねてその生れながらの非人でない事を知り、汝今日の取計ひ、感ずるに餘りがある、吾家に仕へぬかといへば、御武家等急なる際、無賃で働くは非人の義務でござる、惡口した非人は無智の者でござる、然るに御身、始終を見て居られたならば、何故中に入つて彼の侍の難義を救はれなかつたであらう、そんな不心得な人に、奉公を望みませぬと答へた、

△粥の十利

禪林では、毎朝十佛名を唱へ、次に粥の十利を唱へる、「粥有十利、饒益行人、果報無邊、究竟常樂、」十利は僧祇律に出て居る事で、血色、增力、益壽、安樂、辯說、除風、宿食除、飢消、消渴、大小調適、卽ちこれである、

△心を總身に捨て置け

澤菴云く、思案すれば思案に心を取られ、分別すれば分別に心を取らるゝ程に、思案にも分別にも渡らずして、心を總身に捨て置け、

△現在は將來の母

長命術の心理研究者、ヒユーフランド博士云く、一日を適當に過せ、其日々々を一生の最終日なるかの如く思ひ、明日の事を考ふる事なくして、其日に爲すべきだけの事を爲すべし、將來は兎やせん角やせんと、其事のみ屈托する人は、種々の計劃の中に、いつも現在の樂みを失ふ人なり、現在は將來の母と知るべし、其日々々豫定の如く首尾よく送り得たらん人は、一日を無事に送り得たる滿足と、我目的を達し得たる嬉しさと、將來の幸福の基礎を此に据え得たるの喜びとを得て、其夕、夢寢靜穩なるべし、

△父母の祭日

父母の祭日は職務を休んで、誠心誠意を以て父母の靈を祭り、或は墓參をするとか、寺院に禮拜するとか、その他謹愼して追善のつとめを爲すべきであることは、今更申す迄もない、然るに官署に奉職するもの、祭日には一日の休暇を得るといふの外、敢て追善的奉行を爲さず、徒らに安逸に耽つて、酒を飲み肉を喰ひ、甚だしきは遊散を爲し、尚甚きは魚を釣り鳥を捕へ、毫も恥づる處を知らざるものがある、此の如きは、父母に追孝なる所以であるか、須く反省すべきであらう、

△西洋人の家

西洋は個人主義であるから社會主義である、彼等は公園を家として居る、カフエを自分の家として居る、公園やカフエーは公開的である、自分の室に鍵を懸けて引込んで居る連中には不思議な程公開的である、西洋の家の中にある便所は不潔であるが、大道のは立派である、此點は日本と正反對である、ハイカラ流は流石公德の進んだ國であると感嘆するであらうが、實はそんな理合の者ではない、公園の花を折らぬも同じ理である、彼等は公園を自分の宅と思つて居る、自分の宅の花を折つて何處へ持つて行かうぞ、自利心の當然の結果が所謂公德心である、日本人が自分の庭の花を無暗に折らぬと同じ事なので、何も感服するには及ばぬ、吾々は花を見るとすぐ家を想ふ、折りて家に歸らばやと思ふ、悲い哉、西洋人は左樣の家を持たぬのである、或は公園が自分の庭であつて見れば、折りて持歸る必要を感せぬのである、(河上博士の「祖國を顧みて」より)

彙報

邦

○函館監獄官舍燒失　二月十四日午前十一時五十分頃函館監獄看守官舍より出火し看守官舍十六戸建一棟、十三戸建一棟、四戸建一棟、二戸建三棟、以上三十九戸中二戸建一棟(看守長官舍)半燒を除き悉く全燒(內敎誨師官舍二戸建一棟を含む)せり、以上は三等官舍に屬し一二等官舍は三等官舍に接續せざるを以て幸に類燒を免がれた

り出火の原因は看守高橋常太郎の妻女が同日午前十一時過居住官舍の炬燵に濡れたる衣類を乾燥の目的を以て掛け置き同家より一戸を隔つる看守島田松平の兒女二名が風邪にて臥床し居るを見舞に赴きたる留守中炬燵の火が衣類に燃え移り遂に大事に至れるものにして出火の事實を發見せるは火元なる官舍に隣れる看守大森石次郎の妻女なり彼は自宅天井より黑煙噴出せるを目擊せるに依り直に戸外に走出で大事を叫びつゝ監獄に報じたれば典獄は逸早く職員の非常召集を行ひ自ら看守教習所前に於て總指揮に任じ豫て消防の訓練をなし置ける在監者を看守長指揮の下に現場に馳付けしめ其他職員一同各部署を定めて防火に從事せしむると共に一方監內監外の非常警戒に任じ極力消火に盡力中函館市內外の消防隊重砲兵大隊憲兵隊よりも急援ありたれば其一部に監獄構外の警備を委托したり、駈付けし消防隊の蒸汽喞筒は附近一帶泥濘深く運動の自由を缺き爲めに防火意に任せざりしに加へて同官舍壁天井等は板と紙を多く使用せる爲延燒極めて急速に一方風力加わり見る〳〵中に前記建物一帶に燃擴がりあはや一二等官舍に延燒せんず勢なりしが一二等官舍は監獄に密接せるを以て延燒するに至らば監獄の危險云ふべからざるものあるより職員消防隊は此處を先途と必死に盡力せしも教習所の如きは柾葺と板壁に數回燃え付き一同必死となりて其の都度之れを打消したるも到底消止の見込なきに至りたるを以て之れに隣接せる幼年監の開房を命じたる刹那風向忽然として他方に轉じたるにより危く類燒の厄を免るゝを得たり、斯くて全く鎭火するに至りたるは午後二時なりき。此災厄に際し監獄職員の勤務振を見るに眼前自家の炎上を目擊しつゝ各其部署の任務に全力を注ぎ自若たるものありしには當時應援に來れる軍隊の將校をして感歎措く能はざらしめたりとて函館各新聞は一齊に之を社會に報じたるより社會各方面の同情翕然として集り市內有力者新聞社等の發起の下に罹災者に對する救濟方法を講じ居れりとか。

因に當日典獄以下の措置宜敷を得たれば囚情極めて平隱に些の事故を見ざりしは不幸中の幸なりき。

叙任

大阪監獄勤務ヲ命ス　看守長(雇所)　宇田象三郎
月俸卅三圓給與
任看守長　雇所監獄看守　瀧川捨三郎
給十級俸　雇所監獄勤務ヲ命ス
依願免官　看守長(高松)　貞方友吉
叙正八位　看守長(新潟)　高島留次
叙正八位　看守長(前橋)　高田利八郎
叙從七位　看守長(岡山)　愛甲長藏
叙勳八等授瑞寶章　看守長(靜岡)　高野直四郎
叙勳八等授瑞寶章　看守長(佐賀)　吉島正敏
叙勳七等授瑞寶章　看守長(函館)　谷口丈太郎
叙勳七等授瑞寶章　典獄補(長野)　鴉村太三郎

會報

○茶話會

二月二十一日(土曜)午後二時より本會階上講堂に於て茶話會を開催す、講師は東京帝國大學文學部教授文學博士市村瓚次郎氏、演題は「時代と場所とより見たる思想問題」にして先づ氏の宇宙觀、家族觀、國家觀より說起し宇宙の萬有は力理の支配を受けざるものなし人生亦然り力理が人間に付與せるものに自我あり自我發展して家族となり國家となる而して之等の一切亦力理の支配下にあり、從て人類の歷史は此力理の法則を離れて說く能はずと斷じ一轉して佛敎、儒敎、耶蘇敎の各思想發展の歷史が時代(力こと場所(理)の影響を受けし事の偉大なるを釋明し次で我國民道德の歷史に就きても之等の思想の輸入により時代的場所的の影響を蒙り乍ら而も、我國民性の長所は能く之と

調和し同化して建國以來一貫せる大和民族の根本道德を傷けざるの光輝ある歷史を有するが故に國民たるものは時代の變遷により移入せらるゝ幾多の思想に對しては　先帝陛下のよきをとり　あしきをすてゝとつくにに　おとらぬくにとなすよしもかなの　御製の精神を奉體して國民性の美點を發揮すべきなりと論結降壇せらる、時に午後四時、後會員には茶菓を饗し各自歡談を交へ薄暮散會せり

當日の參會者は練習生の他次の如し

毛利	榮敎	武田	定賢
高橋	周藏	西原	幸三
末光	柴平	小澤	義親
增子	賢慧	五十嵐留藏	
渡邊才一郎		坂本常太郎	
柴田	吉藏	河野	純孝
高橋	義一	柴田常次郎	
戶谷	清助	重松	招雪
土川種次郎			
武田	慧宏		
勝岡	廓善		
吉田	吉藏		
小林	太平		
和田德次郎			
佐藤	金司		
豐田	淺一		
角田	重美	押野	丁雄
佐藤秀三郎		細谷	安藏
長谷川文治郎		涌水	玄痴
櫻井	寅吉	宮古	友次
藤井	藤藏	軸原	憲一
石井	熊吉	小島	政七
福富	嘉市	西部	利惠
白井	勇松	大月義平二	
野口	謹造	坪井	直彥
北島	良吉	松井	和義
松崎	慈恭		
扇谷	與三		
鍵山	俊治		
鈴木又衞門			
楢本恒太郎			
澤田利喜三			
椎名	通藏		
鈴木	信彌		
有馬四郎助			

○贈與金

△去る二月十四日別項記載の如く函館監獄官舍燒失に付看守長赤石元五郎氏外三十八名の罹災者を出したるは誠に同情の至に堪えず本會は會則第十一條に據り見舞贈與金として特に金貳百圓也を夫々同監典獄經由交付したり。

△本會は會則第十一條に據り二月廿五日附を以て故典獄補關久之助氏遺族外廿五名に對し退職贈與金として金拾貳圓以下の金員を夫々交付したり。

◆最新刊

(勝友叢書第六編)

原下卓一　井香潤共著

獄中日記

假出獄まで

菊判百九十四頁　定價金壹圓　郵送料六錢

本書は著者十數年の間監獄敎誨に從事せる傍仔細に囚情を視察し日々の敎誨の際に受刑者の眞面目なる懺悔告白を聞く毎に一々之を書留め置き今回之を纏めて一人の受刑者が一年三百六十五日間の日每の感想を綴れる日記の如くに編述せるものにして獄中生活の實狀受刑者の改過遷善せる徑路等を著者一流の麗筆を以て細叙し行文平易、流暢、在監者の看讀書籍として適當なるは勿論其他刑事學者竝に心理學者に在ても偉大の研究資料たるを信じて疑はず、仍て之を江湖に推奬す

◆發行所

東京市麹町區西日比谷町一番地
振替口座番號東京二五〇五九

監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル場合ノ注意

口座番號　東京貳五〇五九番

加入者氏名　監獄協會

大正九年三月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　文社報

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　監獄協會
電話新橋壹參六八番

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院